2024年4月1日
株式会社YSLソリューション

株式会社YSLソリューション行動計画

すべての社員が仕事と家庭生活の両立を実現するため、また、各々の能力が十分に発揮できるような職場環境の実現のため、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法、およびYSグループ7つの行動指針の1つである以下に基づき、次のように行動計画を策定する。

「私たちは、 豊かな生活と人生のために、「こころ」と「からだ」の健康を大切にします。」

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等の諸制度や社内制度を周知し 社員が育児休業等を取得しやすい環境を作る 育児休業等取得率 女性75％、男性10％

令和6年4月～ 取得促進のための資料を作成し全社員に周知する
資料では相談窓口やルートをより明確にする
相談窓口で社員のおかれている環境やニーズを具体的に把握して
必要に応じて制度の起案を行う
以降、PDCAを廻し分析から実施サイクルを実行していく。

目標2：社員の健康と安全を保護し、生活の質を向上させるため、長時間労働を防ぐための取り組みを行う 平均法定時間外残業時間 20時間以内

令和6年4月～ ノー残業デーの導入 月に1回は必ず実施する
部署や職層ごとの実施状況や平均残業時間を全社員に共有して
会社全体で取り組みへの意識を高める
令和7年4月～ 労務管理に関する意識啓発研修を実施
以降、PDCAを廻し分析から実施サイクルを実行していく。

目標3：公私のバランスを保ちながら安心して働き続けられるよう、計画的な有給休暇取得促および社員として受けられる各種福利厚生の利用促進を行う

令和6年4月～ 有給休暇取得推奨日を設定して取得促進を行う
部署や職層ごとの取得率を全社員に共有して会社全体で
取り組みへの意識を高める

令和6年度 福利厚生に関する情報を一元化し、誰でもすぐに必要な情報に
アクセスできるような環境をつくる

以上